

福岡医発第 1941 号 (地)
令和 3 年 10 月 5 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

「オンライン資格確認」のレセプト振替・分割機能の導入について

標記の件につきまして、厚生労働省保険局医療介護連携政策課より、標記に関する情報提供及び周知方協力依頼の事務連絡が発出された旨、別紙 1 のとおり日本医師会より通知がありました。

今般、令和 3 年 10 月より本格運用開始が予定されているオンライン資格確認に関して、その機能の 1 つとして、医療機関からオンラインまたは電子媒体により送付された診療報酬請求書等（以下「レセプト」）に記録された保険者番号、記号、番号、枝番及び生年月日を確認し、その結果、資格が変更となっている場合に、審査支払機関側で自動的に正しい保険者等に振替又は分割される機能が導入されることとなりました。これにより、被保険者の転退職等の情報反映のタイムラグが原因で資格過誤となったレセプト等は、振替または分割され、医療機関に返戻されることなく審査支払機関から正しい保険者等に送付されることとなり、変更後の保険資格が判明しない場合等、従来通り医療機関に返戻が行われるケースも残るものの、返戻の数は確実に減少することが期待されます。

同機能は、電子的に請求されたレセプトであれば、当該医療機関がオンライン資格確認に対応しているか否かに関わらず、令和 3 年 9 月診療（調剤）以降にオンラインまたは電子媒体により送付される全てのレセプトが対象となります。詳細につきましては、別添をご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 本件につきましては、社会保険診療報酬支払基金福岡支部より別紙 2 のとおり連絡があり、令和 3 年 9 月 3 日付け福岡医発第 1643 号 (地) 等にてご連絡しておりました「枝番」の記録に係るリーフレットとともに、県内全医療機関宛に 9 月処理の返戻発送 (10 月 4 日) に併せて通知されます。また、福岡県国民健康保険団体連合会より別紙 3 のとおり連絡があり、オンラインまたは電子媒体により請求している医療機関宛にリーフレットが 10 月 4 日より順次通知されます。
- 2) 日本医師会よりご参考までに、オンライン資格確認の本格運用開始に関連するスケジュールが示された資料 (9 月 22 日の第 145 回社会保障審議会医療保険部会資料抜粋) が

添付されておりますことを申し添えます。また、日本医師会ホームページ・メンバーズルーム内に「オンライン資格確認相談窓口」が設けられておりますので、導入についてお困りのことがございましたら、情報をお寄せください。お寄せいただいた情報は厚生労働省と共有され、問題解決のための情報提供や業者への働きかけ等の支援が行われます。（日本医師会ホームページ・メンバーズルーム内オンライン資格確認相談窓口：<https://www.med.or.jp/japanese/members/info/jirei.html>）



(保 173) (情シ 37)
令和 3 年 9 月 27 日

都道府県医師会 担当理事 殿

日本医師会 常任理事
松 本 吉 郎
長 島 公 之
(公 印 省 略)

「オンライン資格確認」のレセプト振替・分割機能の導入について

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省保険局医療介護連携政策課より、標記に関する情報提供及び周知方協力依頼の事務連絡がまいりました。

令和 3 年 10 月より本格運用開始が予定されているオンライン資格確認に関して、その機能の 1 つとして、医療機関からオンラインまたは電子媒体により送付された診療報酬請求書等（以下「レセプト」）の請求先の保険者等が誤っていた場合に、審査支払機関側で自動的に正しい保険者等に補正する機能が導入されることとなりました。これにより、例えば被保険者の転退職等の情報反映のタイムラグが原因で資格過誤となったレセプトは、振替または分割され、医療機関に返戻されることなく、審査支払機関から正しい保険者等に送付されることとなります。

変更後の保険資格が判明しない場合等、従来通り医療機関に返戻が行われるケースも残るものの、この機能により、返戻の数は確実に減少することが期待されます。

同機能は、電子的に請求されたレセプトであれば、当該医療機関がオンライン資格確認に対応しているか否かに関わらず、令和 3 年 9 月診療（調剤）以降にオンラインまたは電子媒体により送付される全てのレセプトが対象となります。

詳細につきましては、別添事務連絡の記載をご参照ください。

なお、本機能の具体的な運用につきましては、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会より、追って案内される予定とのことです。

また、参考までに、本格運用開始に関連するスケジュールが示された資料「オンライン資格確認の本格運用開始に向けたスケジュールについて」（9 月 22 日の第 145 回社会保障審議会医療保険部会資料より抜粋）を添付いたします。

日本医師会といたしましても、本年 3 月末までに顔認証付きカードリーダーを申込済（＝医療情報化支援基金が補助上限額まで全額給付される）、かつシステム事業者からご納得いただける導入見積が提示されている医療機関におかれましては、是非、

早期参加を前向きにご検討いただきたいと考えております。

一方、3月末までに顔認証付きカードリーダーを申し込んでいない、または申込済でもシステム事業者から金額等で納得のいく提案が出てこない医療機関におかれましては、日本医師会として厚生労働省に追加支援策やシステム事業者への働きかけを重ねて要望しておりますので、焦らずにご検討いただきますようお願いいたします。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、是非、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上

記

【別添資料】

- ・ 令和3年9月21日付日医宛て厚生労働省保険局医療介護連携政策課名事務連絡「「オンライン資格確認」のレセプト振替・分割機能の導入について（お知らせ）」
- ・ 別添参考資料：オンライン資格確認の本格運用開始に向けたスケジュールについて

【参考】

日本医師会ホームページ・メンバーズルーム内に「オンライン資格確認相談窓口」を設けております。導入についてお困りのことがございましたら、情報をお寄せください。いただいた情報を厚生労働省と共有し、問題解決のための情報提供や業者への働きかけ等の支援を行っております。

【日本医師会ホームページ・メンバーズルーム内オンライン資格確認相談窓口】

<https://www.med.or.jp/japanese/members/info/jirei.html>



事 務 連 絡
令和 3 年 9 月 2 1 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

「オンライン資格確認」のレセプト振替・分割機能の導入について
(お知らせ)

日頃より、貴会におかれては、医療保険行政の推進にご協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

また、日々の新型コロナウイルス感染症への対応にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

患者の直近の医療保険資格をオンラインで確認することを可能とする「オンライン資格確認」については、本年 10 月から本格運用されることとなります。

今般、オンライン資格確認等システムの機能の 1 つとして、保険医療機関及び保険薬局（以下「医療機関等」という。）からオンライン又は電子媒体により送付された診療報酬請求書等（以下「レセプト」という。）の請求先の保険者等が誤っていた場合には、審査支払機関は、保険者等が提供した資格情報を基に、職権により正しい保険者等に補正することが可能となる予定です。レセプトは振替又は分割され、正しい保険者等に送付されることとなります。

このレセプト振替・分割機能につきましては、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会より追って具体的な運用をご案内する予定です。

つきましては、レセプト振替・分割機能が導入される旨について下記にご配意の上、貴会会員の皆様への周知にご協力頂きますよう、お願い申し上げます。

記

1. レセプト振替・分割機能について

(1) 概要

審査支払機関にオンライン又は電子媒体により送付されたレセプトに記録された医療保険の資格と、オンライン資格確認システムに登録された資格情報を突合して資格確認を行います。

その結果、受診時の資格が変更されている場合は、レセプトに記録された「保険者番号」、「被保険者証（手帳）等の記号」、「被保険者証（手帳）等の番号」及び「枝番」を新資格の情報に補正し、新資格の保険者等へ送付します（以下「振替」という。）。

また、月の途中で資格が変更されている場合は、受診日等を基にレセプトを新旧の保険者に分割し、それぞれの保険者に送付します（以下「分割」という。）。

当該機能の導入により、医療機関等に資格過誤として返戻されるレセプトが減少します。

（２）対象となるレセプト

令和３年９月診療（調剤）以降のオンライン又は電子媒体により送付されたレセプト（電子レセプト）

- ・医療機関等から送付される全ての電子レセプトが対象となります（オンライン資格確認の導入の有無は関係しません）。

（３）導入後の主な留意点

- ① 振替・分割の結果、レセプトの請求先の審査支払機関が変更となる場合は、審査支払機関間でレセプトを送付します（医療機関等に返戻されません）。
- ② 以下の場合には、当該機能による振替・分割ができません。
 - ・変更後の資格（新資格）が判明しない場合
 - ・公費負担が含まれるレセプトの場合
 - ・高額療養費の現物給付対象のレセプトの場合
 - ・負担割合の変更など、振替又は分割により患者の自己負担額が変動する場合 等

（４）レセプト振替・分割機能を踏まえた医療機関等への返戻等

- ① 医療機関等へ返戻処理を行う場合
 - ・審査支払機関におけるレセプト受付時
被保険者証の回収後に受診されており、変更後の資格（新資格）が判明しない場合は、審査支払機関におけるレセプト受付時に当該機能による資格確認の結果、返戻となることがあります。

- ・保険者等の資格点検により資格過誤があった場合

振替・分割ができない場合やレセプトに記録された資格情報等に誤りがある場合は、これまでどおり保険者等での確認後に医療機関等へ返戻となる場合があります。

② 「資格確認結果連絡書」

レセプトの振替・分割が行われた場合には、各審査支払機関より送付する「資格確認結果連絡書」により、補正後の「保険者番号」、「被保険者証（手帳）等の記号」、「被保険者証（手帳）等の番号」及び「枝番」をお知らせします。

また、レセプトに記録された資格は既に喪失しており、振替・分割の対象外である場合（１（３）②参照）には、資格喪失後である旨をお知らせします。

③ 保険者等の再審査請求におけるレセプト振替・分割

審査支払機関のレセプト受付時に新資格が判明せず、レセプトに記録された旧保険者等へレセプトが送付された際に、保険者等が審査支払機関に再審査等請求を行い、改めてレセプト振替・分割が行われる場合があります。その場合、医療機関等への資格確認結果連絡書の送付や支払額の調整等に、一定の期間を要することがあります。

２．医療機関等の窓口におけるオンライン資格確認について

レセプト振替・分割機能が導入後であっても、オンライン資格確認には以下のメリットがあります。

このため、オンライン資格確認を導入されている医療機関等におかれては、引き続き、窓口でのオンライン資格確認を実施するようお願い申し上げます。また、オンライン資格確認を導入されていない医療機関等におかれては、導入に向けて、引き続きご検討いただきたくお願い申し上げます。

（１）資格喪失後の受診等の減少

オンライン資格確認では、被保険者証による受診等の場合であっても、有効な資格を医療機関等の窓口で直ちに確認できます。このため、資格喪失後の受診等による資格過誤のレセプト返戻が減少します。

（２）レセプトの記録誤りの減少

オンライン資格確認では、保険者等が登録した資格情報をレセプトコンピュータ等に取り込むことが可能なため、保険者等が登録した資格情報をそのままレセプトに記録することが可能となります。

このことにより、従前は被保険者証等を目視確認し、資格情報を手入力していたところ、当該事務作業の減少や入力誤りがなくなります。

(3) 振替・分割の対象外となるレセプトの返戻防止

オンライン資格確認を実施することで、振替・分割の対象外となるレセプト（1（3）②参照。なお、変更後の資格（新資格）が判明しない場合を除く。）についても、有効な資格を直ちに医療機関等の窓口で確認できます。

以上

オンライン資格確認の本格運用開始に向けたスケジュールについて

7～9月

【現在】チェック機能強化や修正対応により「データの正確性は担保されている」状態。

※ マイナンバーカードでの受診時でも、**念のため保険証の持参を依頼**

- ・ 個人番号の誤りについて、**システムのチェック機能を更に強化**するなどの対応。
- ・ 請求に必要な証記号番号等について、**保険者において優先的に修正**。限度額適用認定証情報などについて更に精査中。
- ・ **全医療機関・薬局に影響する仕組み**であることを踏まえ、参加機関数を増やしながら、慎重にシステムの安定性を**入念的に確認**しながら進めている。



10月

以下のスケジュールで本格運用を開始

- ・ **10月20日（水）～：本格運用の開始**
（医療機関・薬局での特定健診等情報・薬剤情報の閲覧開始）

※ 国民向けに「受診する際、マイナンバーカードで受付できる医療機関・薬局かどうか事前に確認して下さい」と説明

※ 10月請求分のレセプトを10/11までに受付後、最終確認作業を行ったうえで閲覧を開始

※ マイナポータルでの情報閲覧については、本格運用の開始後、10月中に閲覧を開始

※ 11月からは、マイナポータルで、医療費通知情報の閲覧も開始

10月5日～：レセプトの振替・分割サービス（※）の運用開始

※ 資格情報の登録遅れにより、旧資格の保険証で受診した場合にも、オンライン資格確認を活用し、タイムラグで生じる資格過誤について返戻せず、審査支払機関側で正しい資格情報に振替・分割する仕組み

※本格運用の定義：「保険証とシステムとで情報が異なった場合に、システム上の情報が原則正しいと判断すること」
＝マイナンバーカードに対応している医療機関については、マイナンバーカードだけで受診が可能

重 要 性 分 類 II
事 務 連 絡
令 和 3 年 10 月 1 日

福岡県医師会 御中

社会保険診療報酬支払基金福岡支部

オンライン資格確認等システムのレセプト振替機能の
運用開始に係る処理について

平素は、支払基金の事業運営に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年9月25日付け厚生労働省令第161号「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令」及び保発0925第2号「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布について」において、「オンライン資格確認の仕組みを活用した審査支払機関によるレセプトの補正」を行い、「当該補正をした旨を、当該保険医療機関又は保険薬局に通知する」とされたところです。

つきましては、令和3年10月処理より、令和3年9月診療以降分の電子レセプトを対象としてオンライン資格確認及びレセプト振替機能の運用が開始されることについて、別添の文書をもって各保険医療機関にご連絡させていただきますので、特段のご理解、ご協力をお願いします。

重 要 性 分 類 III
事 務 連 絡
令 和 3 年 10 月 1 日

福岡県医師会 御中

社会保険診療報酬支払基金福岡支部

レセプト振替の開始等に係る保険医療機関（薬局）への周知について

平素は、支払基金の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、支払基金では、令和3年9月診療分以降の電子レセプトを対象としたレセプトの資格確認及び資格喪失後の受診に係るレセプトの資格の振替等の開始に向けて、現在準備中です。このことにより、資格喪失後受診に係るレセプトを返戻することなく、審査支払機関において新資格の保険者へ送付する等の変更が生じることから、変更の概要等について保険医療機関等あて連絡することとしております。

また、令和3年8月処理（9月送付）の返戻発送に併せて、被保険者証に記載される「枝番」の記録等に係る連絡をしたところですが、医療保険に係る枝番の記載について問い合わせが多数寄せられています。

つきましては、保険医療機関（薬局）へレセプト振替の開始の連絡及び「枝番」の記録等に係る留意点を再度周知するため、令和3年9月処理（10月送付）の返戻発送に併せて、別添の文書をもって各保険医療機関（薬局）あて連絡することとしましたので、ご配意を賜りますようお願い申し上げます。

別添

重 要 性 分 類 II
事 務 連 絡
令 和 3 年 10 月 4 日

保険医療機関 各位

社会保険診療報酬支払基金福岡支部

オンライン資格確認等システムのレセプト振替機能の
運用開始に係る処理について（お知らせ）

平素は、支払基金の業務処理にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年9月25日付け厚生労働省令第161号「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令」及び保発0925第2号「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布について」において、「オンライン資格確認の仕組みを活用した審査支払機関によるレセプトの補正」を行い、「当該補正をした旨を、当該保険医療機関又は保険薬局に通知する」とされたところです。

つきましては、令和3年10月処理より、令和3年9月診療以降分の電子レセプトを対象として、オンライン資格確認及びレセプト振替機能の運用が開始されますのでお知らせします。

なお、概要等は別紙のとおりとなりますので、特段の配意をよろしく願います。

おって、本件については、全ての医療機関に対して送付していますのでご容赦願います。

お問い合わせ先

社会保険診療報酬支払基金福岡支部

審査企画部 事業管理課

TEL 092-688-8290（湯川）

092-688-8377（井川）

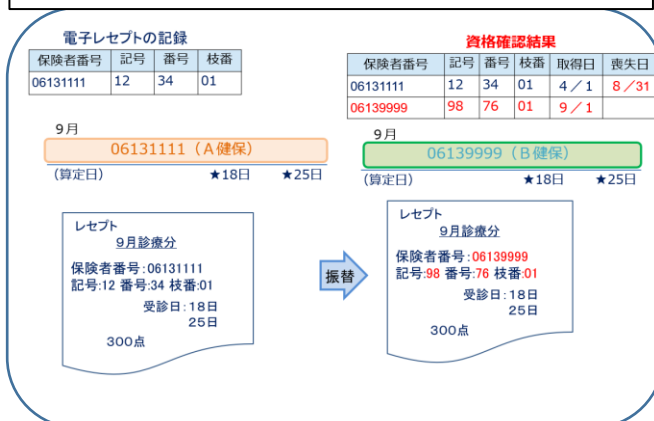
令和3年9月診療（調剤）分以降、 資格が変更された電子レセプトの 請求先の「振替・分割」を開始します。

令和3年9月診療（調剤）以降、窓口でのオンライン資格確認の実施状況に関わらず、全ての電子レセプトについて、資格が変更となっている場合、レセプトを新資格の保険者に振替又は分割します。

これにより、回収前の被保険者証で受診した場合におけるレセプトの返戻は減少します。

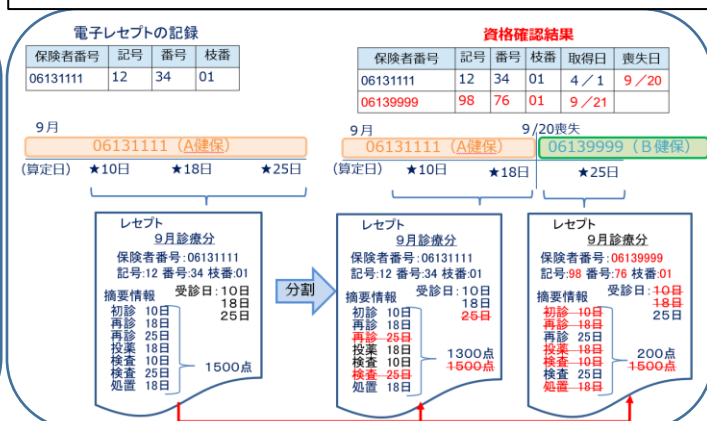
【振替】

当該月の算定日等がすべて新資格に変更後である場合は、新資格の保険者へレセプトを送付します。



【分割】

当該月の算定日等が新旧の資格を跨ぐ場合は、資格に応じて新旧の保険者へ分割してレセプトを送付します。



- * レセプトの請求先以外の記録誤りの場合は、これまでどおり保険者での確認後に、医療機関・薬局へ返戻されます。
- * 公費負担のあるレセプト、高額療養費の現物給付対象レセプト、令和3年8月診療（調剤）分以前などについては、振替・分割の対象外となります。
- * 上記のレセプトイメージに記載した保険者番号、記号、番号及び枝番は記載例です。

振替・分割となったレセプトは、増減点連絡書と同送する「資格確認結果連絡書」によりお知らせします。（オンライン請求システムからのダウンロードも可能）
⇒資格確認結果連絡書の記載内容及びレイアウトはこちらをご覧ください。

支払基金HP→資格確認結果連絡書 **検索** 又は

https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/rezept/iryokikan/sikaku_0301.html

（オンライン資格確認・レセプト振替の概要等については、こちらをご覧ください）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/000836159.pdf>

【本件に関するお問合せ先】

社会保険診療報酬支払基金

本部情報化企画部

資格情報課 メールアドレス: onsk@ssk.or.jp



Change, Challenge, Chance

社会保険診療報酬支払基金

Health Insurance Claims Review & Reimbursement Services

レセプトに枝番を記載する場合は、被保険者証に記載された枝番を記載願います。

医療保険の被扶養者の場合は、高齢受給者証、限度額適用認定証等の「被保険者証番号の枝番」が、被保険者証と異なりますので、レセプト請求の際には、記載誤りのないようお願いいたします。

【記載例】各種証に記載される記号、番号、枝番

被保険者（本人）

被扶養者（家族）



被保険者証
保障証

記号:1234
番号:5678
枝番:00

高齢受給者証



記号:1234
番号:5678
枝番:00



被保険者証
保障証

記号:1234
番号:5678
枝番:11

高齢受給者証



記号:1234
番号:5678
枝番:00

被保険者証と異なる「枝番」が記載されています。

（令和2年10月までに発行された被保険者証の場合は、枝番が記載されていません。）

被扶養者（家族）が受診する場合…

被保険者証に枝番が記載されている場合

被扶養者（家族）

医療機関
薬局



提示

被保険者証
保障証

記号:1234
番号:5678
枝番:11

高齢受給者証
受給者証

記号:1234
番号:5678
枝番:00



被保険者証に記載されている枝番をレセプトに記載します。

被保険者証に枝番が記載されていない場合

被扶養者（家族）

医療機関
薬局



提示

被保険者証
保障証

記号:1234
番号:5678
(枝番記載なし)

高齢受給者証
受給者証

記号:1234
番号:5678
枝番:00



被保険者証に枝番が記載されていない場合は、レセプトに枝番を記載せずに請求することができます。なお、被保険者証以外の証（高齢受給者証等）に記載されている枝番はレセプトに記載しないで下さい。

* 電子レセプトに被保険者証の枝番を記載されずに、「空白」で請求された場合でも、支払基金が枝番を特定できた場合は、支払基金で枝番を補記します。

* 上記の被保険者証等イメージに記載した保険者番号、記号、番号及び枝番は記載例です。

* 国民健康保険では、被保険者証と高齢受給者証、限度額認定証等で被保険者証の枝番が一致しないことはありません。

【本件に関するお問合せ先】

社会保険診療報酬支払基金

本部システム部レセ電システム課

メールアドレス: system05@ssk.or.jp

Change, Challenge, Chance



社会保険診療報酬支払基金

Health Insurance Claims Review & Reimbursement Services

オンライン資格確認等システムのレセプト振替機能の
運用開始に係る処理について

1 レセプト振替・分割の概要等（別添 1 参照）

(1) 医療機関から請求されたレセプトに係る振替・分割

医療機関から請求された電子レセプトについて、資格喪失後の受診である場合は、変更後の資格情報の登録有無を確認し、変更後の資格が判明したレセプトについては、変更後の資格へのレセプト振替・分割を行います。

(2) 保険者からの再審査等請求によるレセプト振替・分割

資格を喪失しているが、変更後の資格が未登録等のため、医療機関からの請求時のまま保険者に送付したレセプトについては、オンライン請求システムを通じて再審査等請求を受け付け、レセプト振替・分割を行います。

(3) 枝番特定

枝番が記録されていないレセプトについては、オンライン資格確認等システム又は目視により枝番を特定し補記します。

2 振替・分割の対象外となるレセプト

次の場合には、レセプト振替・分割の対象外となります。

(1) 変更後の資格（新資格）が判明しない場合

(2) 公費負担が含まれるレセプトの場合

(3) 高額療養費の現物給付対象のレセプトの場合

(4) 負担割合の変更など、振替又は分割により患者の自己負担額が変動する場合 等

3 新規帳票及び CSV ファイルの提供

(1) 新規帳票（別添 2 及び別添 3 参照）

前 1 の資格確認の結果、レセプト振替・分割が生じた場合、毎月の返戻発送に併せて次の帳票を送付します。

ア 資格確認結果連絡書（原審査）（機械様式第 502 号の 1）

イ 資格確認結果連絡書（再審査）（機械様式第 502 号の 2）

(2) 新規 CSV ファイル（別添 4 参照）

オンライン請求システムから次の資格確認結果の CSV データがダウンロード可能となります。

なお、ファイルレイアウトにつきましては、支払基金ホームページに掲載していますのでご参照願います。

ア 枝番特定結果

イ 資格確認結果連絡書（原審査）

ウ 資格確認結果連絡書（再審査）

※ 掲載場所

トップページ/診療報酬の請求支払/オンライン請求/保険医療機関・保険薬局に係るオンライン請求/7. オンライン請求/印刷対象帳票・CSV作成対象ファイル
印刷対象帳票・CSV作成対象ファイルは〈医療機関用〉〈薬局用〉別で掲載

4 再審査等請求（取下げ依頼）に係る取扱い

国民健康保険団体連合会へレセプト振替・分割された電子レセプトについて、再審査等請求書（取下げ依頼）が支払基金宛てに提出された場合、支払基金から医療機関に電話連絡の上、当該再審査等請求書を返送します。

なお、レセプト振替・分割先の保険者番号等の情報を併せて提供します。

5 紙の添付資料に係る取扱い

(1) 国民健康保険団体連合会へレセプト振替・分割された電子レセプトについて、紙の添付資料が支払基金宛てに提出されていた場合、支払基金から医療機関に当該添付資料を返送します。

なお、レセプト振替・分割先の保険者番号等の情報を併せて提供します。

(2) 分割されたレセプトの請求先の審査支払機関が支払基金から変更とならない場合、支払基金から医療機関に当該添付資料の複写に係る対応について連絡します。

6 査定が生じているレセプトに係る取扱い

前1の(2)の保険者からの再審査等請求において、過去に査定が生じているレセプトを国民健康保険団体連合会へレセプト振替・分割する際には、査定を請求時に戻して清算処理を行った上でレセプトを請求します。

なお、医療機関には「資格確認結果連絡書（再審査）」により連絡します。

7 審査上又は事務上の理由により返戻となる紙レセプトの取扱い

振替・分割されたレセプトが、審査上又は事務上の理由により返戻となった場合、紙レセプトの摘要欄に振替・分割された旨のコメントを記録し、医療機関へ返戻します。レセプトの再請求に当たっては、患者の資格情報を確認願います。

8 保険者から再審査等請求されたレセプト振替・分割に係る送付帳票

(1) 保険者からの再審査等請求によりレセプト振替・分割となったレセプトについては、医療機関に返戻することなく、新たな資格情報が登録された保険者に請求します。

(2) 医療機関には再審査等支払調整額通知票(機械様式第101号)の備考欄に、レセプトが返戻されない旨を記載し連絡します。

<記載内容>

2：保険者等からの申し出により振替又は分割となるレセプトのため返戻せず、次月請求に含めて変更後の保険者等へ請求しています。

資格の喪失が月の途中で、新旧の保険者に跨る請求となる場合は、レセプトの請求内容を算定日情報等により分割し、新旧の保険者にそれぞれ請求する。

	審査支払機関受付時	旧保険者へ請求	新保険者へ請求
振替	レセプト 9月診療分 保険者0613**** 記号1 番号1234 受診日：18日 25日 1000点	(なし)	レセプト 9月診療分 保険者0613#### 記号9 番号9876 受診日：18日 25日 1000点 診療報酬7000円＋審査手数料
分割	レセプト 9月診療分 保険者0613**** 記号1 番号1234 受診日：10日 25日 1000点	レセプト 9月診療分 保険者0613**** 記号1 番号1234 受診日：10日 500点 レセプト 9月診療分 保険者0613**** 記号 番号234 受診日：10日 25日 1000点 25日 診療報酬3500円＋審査手数料	レセプト 9月診療分 保険者0613#### 記号9 番号9876 受診日：25日 500点 レセプト 9月診療分 保険者0613**** 記号 番号234 受診日：10日 25日 1000点 25日 診療報酬3500円＋審査手数料

(機械様式第 502 号の 1)

都道府県コード 〇〇

9 月 分 資 格 確 認 結 果 連 絡 書 (原 審 査) 医科

医療機関 (薬局) コード 〇〇, 〇〇〇〇, 〇

ページ 〇

医療機関 (薬局) 名 〇〇〇医院 御中

社会保険診療報酬支払基金

年月	保険者番号等	氏名・カルテ番号等	生年月日	処理区分	請求内容	資格確認結果内容
202109	0613****	資格 花子	1980/01/20	振替	保険者番号：0613**** 記号：1234 番号：5678 枝番：01 資格取得日：2010/04/01 資格喪失日：2021/09/15 レセプト種別：1112 診療実日数：1 合計点数：1,000	保険者番号：0613#### 記号：1111 番号：2222 枝番：02 資格取得日：2021/09/16 資格喪失日： レセプト種別：1116 診療実日数：1 合計点数：1,000
振替の場合イメージ (社保→社保)						
202109	0613****	資格 一郎	1999/09/09	振替	審査支払機関：社保 保険者番号：0613**** 記号：321 番号：1 枝番：01 資格取得日：2010/04/01 資格喪失日：2021/09/15 レセプト種別：1112 診療実日数：1 合計点数：1,000	審査支払機関：国保 保険者番号： 13#### 記号：456 番号：789 枝番：01 資格取得日：2021/09/16 資格喪失日： レセプト種別：1112 診療実日数：1 合計点数：1,000
振替の場合のイメージ (社保→国保)						
202109	0613****	基金 太郎	1980/11/11	分割	審査支払機関：社保 保険者番号：0613**** 記号：321 番号：2 枝番：01 資格取得日：2010/04/01 資格喪失日：2021/09/15 レセプト種別：1112 診療実日数：2 合計点数：2,100	審査支払機関：社保 保険者番号：0613**** 記号：321 番号：2 枝番：01 資格取得日：2010/04/01 資格喪失日：2021/09/15 レセプト種別：1112 診療実日数：1 合計点数：1,500
分割の場合のイメージ (社保→国保)						審査支払機関：国保 保険者番号： 13#### 記号：123 番号：456 枝番：78 資格取得日：2021/09/16 資格喪失日： レセプト種別：1112 診療実日数：1 合計点数：600

年月	保険者番号等	氏名・カルテ番号等	生年月日	処理区分	請求内容	資格確認結果内容
202109	0613****	資格 次郎		資格喪失（旧保険者への請求）	保険者番号：0613**** 記号：123 番号：999 枝番：01 資格取得日：2021/01/01 資格喪失日：2021/08/31	次回受診時には被保険者証を確認願います。
		資格喪失（旧保険者への請求）の場合のイメージ				

(機械様式第 502 号の 2)

都道府県コード 〇〇

医療機関（薬局）コード 〇〇, 〇〇〇〇, 〇

医療機関（薬局）名 〇〇〇医院

9 月 分 資 格 確 認 結 果 連 絡 書 （ 再 審 査 ） 医科

ページ 〇

御中

社会保険診療報酬支払基金

年月	保険者番号等	氏名・カルテ番号等	生年月日	処理区分	請求内容	資格確認結果内容
202109	0613****	基金 太郎	1980/11/11	分割	審査支払機関：社保 保険者番号：0613**** 記号：1234 番号：2 枝番：01 資格取得日：2010/04/01 資格喪失日：2021/09/15 レセプト種別：1112 診療実日数：2 合計点数：2000 復活点数：100 復活後点数：2100	審査支払機関：社保 保険者番号：0613**** 記号：1234 番号：2 枝番：01 資格取得日：2010/04/01 資格喪失日：2021/09/15 レセプト種別：1112 診療実日数：1 合計点数：1500
分割の場合のイメージ（社保→国保）						審査支払機関：国保 保険者番号： 13**** 記号：123 番号：456 枝番：01 資格取得日：2021/09/16 資格喪失日： レセプト種別：1112 診療実日数：1 合計点数：600

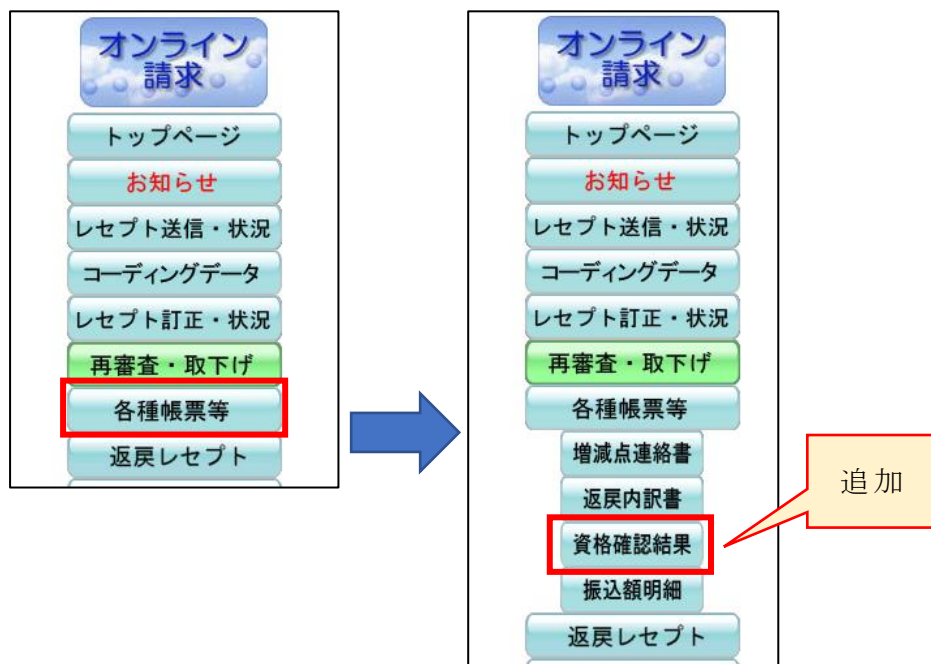
資格確認結果 CSV ファイルのダウンロードについて

レセプト振替機能の運用開始に伴い、新たな CSV ファイルをダウンロードするためのメニューボタン及びダウンロード画面を追加しています。

なお、新たな CSV ファイルの提供については、令和 3 年 11 月（10 月処理分）からとなります。

1 メニューボタンの追加

「各種帳票等」に「資格確認結果」ボタンを追加します。



2 資格確認結果連絡書ダウンロード画面の追加

前 1 の「資格確認結果」ボタンをクリック後、「資格確認結果連絡書ダウンロード」画面が表示され、当該画面の「ダウンロード」ボタンをクリックすることで、CSV データがダウンロードできます。

※「枝番特定結果」は「振込額明細データダウンロード」画面からダウンロードが可能です。

資格確認結果連絡書ダウンロード					
12か月分の資格確認結果連絡書のCSVデータがダウンロードできます。					
項番	処理年月	区分	項目	ダウンロード日	ダウンロード
1	2021年10月	原審査	DPC	未ダウンロード	ダウンロード

クリック

事 務 連 絡
令和3年10月4日

公益社団法人 福岡県医師会 御中

福岡県国民健康保険団体連合会

オンライン資格確認等システムによるレセプト振替・分割の
開始に係る周知用リーフレットの送付について

本会の事業運営につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年9月25日付け厚生労働省令第161号「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令」において、「オンライン資格確認の仕組みを活用した審査支払機関によるレセプトの補正」を行い、「当該補正をした旨を、当該保険医療機関又は保険薬局に通知する」とされたところです。

つきましては、令和3年10月処理より、令和3年9月診療以降分の電子レセプトを対象としてオンライン資格確認及びレセプト振替機能の運用が開始されることについて、別添のリーフレットをもって各保険医療機関にご連絡させていただきますので、特段のご理解、ご協力をお願いします。

なお、リーフレットについては、厚生労働省、三師会及び社会保険診療報酬支払基金と調整済であることを申し添えます。

令和3年9月診療（調剤）分以降、 資格の変更が判明した電子レセプトの 「振替・分割」を開始します。

令和3年9月診療（調剤）分以降、電子レセプトに記録された保険者番号、記号、番号、枝番及び生年月日を確認し、その結果、資格が変更となっている場合は、レセプトを新資格の保険者に**振替**又は**分割**します。

窓口でのオンライン資格確認の実施状況に関わらず、毎月10日（オンライン請求の場合は12日）までに受け付けた電子レセプトを対象とします。

※ 保険者からの申し出によるレセプト振替・分割も令和3年11月処理から開始します。

振替

当該月の算定日等がすべて新資格に変更後であるレセプトは、
新資格の保険者へ送付します。

分割

当該月の算定日等が新旧の資格を跨ぐレセプトは、算定日等により
新旧の保険者へ分割して送付します。

振替・分割となったレセプト等は、増減点返戻通知書等と同封する「資格確認結果連絡書」によりお知らせします。（オンライン請求システムにて、CSVデータのダウンロードも可能）

都道府県コード 00		9 月 分 資 格 確 認 結 果 連 絡 書 （ 原 審 査 ） 医科				ページ 1
医療機関（薬局）コード 01, 2 3 4 5, 6		御中				国民健康保険団体連合会
国保第一病院						
年月	保険者番号等	氏名・カルテ番号等	生年月日	処理区分	請求内容	資格確認結果内容
202109	000001	国保 太郎	1963/01/21	振替	保険者番号： 000001 記号：2 2 番号：1 1 1 1 1 1 枝番：03 資格取得日：2021/01/01 資格喪失日：2021/12/31 レセプト種別：1115 診療実日数：30 合計点数：39540 食事療養・生活療養の回数：90 食事療養・生活療養の合計金額：57600	保険者番号： 000002 記号：3 3 3 番号：2 2 2 2 2 2 枝番：03 資格取得日：2021/09/01 資格喪失日：2021/09/30 レセプト種別：1115 診療実日数：30 合計点数：39540 食事療養・生活療養の回数：90 食事療養・生活療養の合計金額：57600
202109	000001	国保 太郎	1952/03/06	分割	審査支払機関：国保 保険者番号： 000001 記号：4 4	審査支払機関：国保 保険者番号： 000001 記号：4 4

都道府県コード 00		11 月 分 資 格 確 認 結 果 連 絡 書 （ 再 審 査 ） 医科				ページ 1
医療機関（薬局）コード 01, 2 3 4 5, 6		御中				国民健康保険団体連合会
国保第一病院						
年月	保険者番号等	氏名・カルテ番号等	生年月日	処理区分	請求内容	資格確認結果内容
202109	000001	国保 一郎	1956/08/19	振替	保険者番号： 000001 記号：1 1 番号：1 1 1 枝番：01 資格取得日：2020/10/01 資格喪失日：2021/09/01 レセプト種別：1112 診療実日数：4 合計点数：5854 検索番号：00503100110000000001 復活点数：5 復活後点数：5854	保険者番号： 000002 記号：1 1 1 番号：1 1 1 枝番：01 資格取得日：2021/09/02 資格喪失日：2022/07/31 レセプト種別：1112 診療実日数：4 合計点数：5854 検索番号：
202109	000001	国保 二郎	1958/06/16	振替	審査支払機関：国保 保険者番号： 000001	審査支払機関：社保 保険者番号：000001

※ 保険者からの申し出によるレセプト振替・分割の結果については、「資格確認結果連絡書（再審査）」に掲載されます。（なお、査定レセプトに対する振替・分割の場合は、査定点数を復活させた上で振替・分割処理を行います。）

レセプト振替・分割に係る留意事項

1. 振替・分割の対象外レセプト

電子レセプトの「振替・分割」の開始により、これまで返戻となっていた資格喪失後の受診レセプトについて、新資格が判明した場合は、本会にて新資格へ変更した上で、新資格の保険者へ請求します。

ただし、一部の振替・分割対象外レセプト※や資格を特定できないレセプトは対象外となります。

※振替・分割対象外レセプトの例

公費負担のあるレセプト、高額療養費の現物給付対象レセプト 等

2. 振替・分割レセプトに対する取り下げ（返戻）依頼書の取扱い

一次審査における電子レセプトの取り下げ（返戻）依頼書について、該当レセプトが振替・分割の対象になった場合は、本会から医療機関等に電話連絡の上、必要に応じて振替・分割先レセプトの返戻処理を行います。審査支払機関を跨いだ振替・分割（国保⇔社保）の場合は、取り下げ（返戻）依頼書を医療機関等に返送します。

3. 振替・分割レセプトに対する紙添付資料の取扱い

電子レセプトと併せて紙添付資料が提出され、該当レセプトが振替・分割の対象になった場合は、本会にて振替・分割先レセプトに添付する対応を行います。審査支払機関を跨いだ振替・分割（国保⇔社保）の場合は、紙添付資料を医療機関等に返送します。

4. 振替・分割レセプトの摘要欄への変更情報（振替・分割・仮払）等の記録

振替・分割された電子レセプトには、レセプト摘要欄に以下の情報が記録されます。

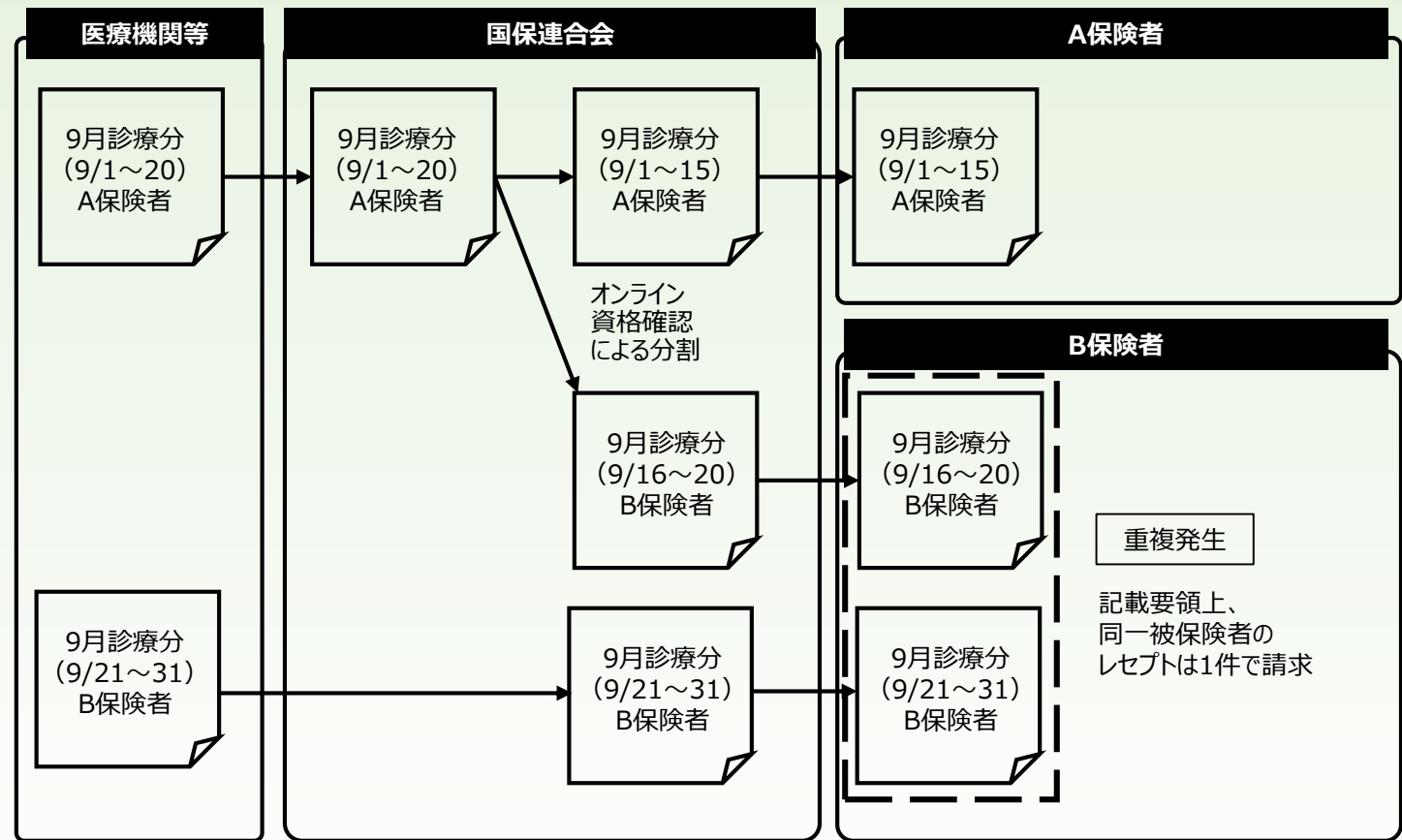
- 電子資格確認の変更情報（振替・分割・仮払）を記録
- 分割の場合のみ、「電子資格確認による分割レセプト」というコメントを記録

			（レセプトの摘要欄）※「分割」の場合 電子資格確認による変更情報 電子資格確認の結果に基づき、保険医療機関・保険薬局から提出された電子レセプトを分割しています。 提出時の保険者番号： 9 9 9 9 9 9 9 9 提出時の請求点数： 9, 9 9 9 点 ----- 電子資格確認による分割レセプト				
			（レセプトの摘要欄）※「仮払」の場合 電子資格確認による変更情報 電子資格確認の結果に基づき、保険医療機関・保険薬局から提出された電子レセプトの分割を要するレセプトですが変更先保険者が不明なため、資格喪失後の請求点数を仮に請求しています。 資格喪失前 合計点数： 9, 9 9 9 点 合計金額（食事療養等）： 9, 9 9 9 円 標準負担額（食事療養等）： 9, 9 9 9 円 資格喪失後 合計点数： 9, 9 9 9 点 合計金額（食事療養等）： 9, 9 9 9 円 標準負担額（食事療養等）： 9, 9 9 9 円				

5. 分割レセプトにより重複エラーとなり返戻となる事例

以下の分割レセプトにより重複となる事例等、振替・分割されたレセプトの状態によっては、一部返戻となる場合があります。

例：9/1～15がA保険者、9/16～がB保険者の被保険者の場合



福岡県国民健康保険団体連合会

医科：092-642-78 **
※封筒に記載している地区担当係へお
かけ下さい

歯科：092-642-7840
調剤：092-642-7848